

松河戸区自主防災会会則

(名称所在地)

第1条 本会は、自主防災会(松河戸区自主防災組織)と称し、松河戸区会の中に設け、本部を松河戸公民館に置く。

なお、防災会の中に松河戸区内にある 6 つの公園(一次避難所)を中心に、①段下班、②堤越班、③城田班、④安賀班、⑤道風班、⑥河戸班の 6 地域班を置いて、6 公園敷地内に防災器具庫を設置する。

(目的)

第2条 本会は、住民の隣保共同、共助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、水害その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 防災訓練の実施に関すること
- (3) 風水害、地震等の発生時における情報の収集、伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等の応急対策に関すること及び避難所の運営に関すること。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第4条 本会は、松河戸区内にある世帯をもつて組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。役員は区会役員と兼務とする。

- (1) 本部班長 (区長) 1名
- (2) 本部副班長 (副区長)、(顧問) 2名
- (3) 本部事務班 (区会議員) 3名
- (4) 活動班(情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班)
区会議員、副区会区議員 2 名ずつがこれにあたる。(区会議員) 10 名
なお、各 6 地域班に、上記役員の中から地域班長を置く。
- (5) 監査(区会監事) 2名

(役員の任務)

第6条 役員の任務は下記とする。

- (1) 本部班長は、会務を統括し、緊急時における応急活動の指揮を行うとともに、事業計画・立案、実務運営にあたる。
- (2) 本部副班長は、本部班長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行する。
- (3) 本務事務班は、会の経理にあたり、緊急時には、松河戸区防災マニュアルに基づいて各活動班の役割を補佐する。
- (4) 活動班は、それぞれの班の立場で、役員会(区会)において立案するとともに議案を協議し、緊急時には、松河戸区防災マニュアルに基づいて各活動班の役割を行う。
なお、地域班は、防災器具庫の管理を行い、緊急時には、地域班内の状況確認と防災器具の搬出を行って初期対応を行う。
- (5) 監査は、会の会計を監査する。

(会議)

第7条 会議は総会及び役員会として、必要に応じて本部班長が招集する。

会議の議長は、本部班長が務める。

(総会)

第8条 総会は毎年1回以上招集し、次の事項を決議する。

- (1) 防災計画
- (2) 事業計画並びに事業報告
- (3) その他会の運営に重要な事項

(役員会)

第9条 役員会は毎月の区会時に実施、または必要に応じ実施する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 事業推進に関する事項
- (3) その他会長が必要と認める事項

(会計)

第10条 会の目的達成のため必要な経費は、区費その他の収入をもってこれにあてる。

附則

この会則は、令和元年8月1日から実施する。